

令和4年度中間貯蔵保管場土壌等運搬工事(その3)

質問・回答

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	3	4 (6)	<p>競争参加資格の要件に、同種工事の施工実績として、「国又は地方公共団における除染等工事(業務での実施を含む)」と記載されておりますが、県発注の「ため池対策(モデル)工事」(概要:ため池の底質に沈着している放射性物質を除去する工事)、又は市町村発注の「ため池環境保全整備工事」(概要:同上)につきましては、除染等工事の対象になりますでしょうか。又、除染等工事の対象となる詳細がございましたらご教示願います。</p>	<p>県発注の「ため池対策(モデル)工事」、又は市町村発注の「ため池環境保全整備工事」は、除染等工事の対象です。 該当工事の概要として、事故由来放射性物質により汚染された土壌、堆積した汚泥等を除去する工事であることが確認できる資料を提出してください。</p> <p>除染等工事の対象は、以下の通りです。 ①放射性物質汚染対処特措法第2条第3項に規定する土壌等の除染等の措置に係る作業 ②放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に係る作業 ③土壌等の除染等の措置により発生した廃棄物の処理(廃棄物の収集、運搬、保管、中間処理、埋立処分を含む。以下同じ。)に係る工事または作業</p>